

名古屋市西区キャラクター「ぷりむらん」イラスト及びロゴの使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、名古屋市西区キャラクター「ぷりむらん」（以下「キャラクター」という。）のイラストおよびロゴ（以下「イラスト等」という。）を使用する場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第2条 編集・加工の有無に関わらずイラスト等の利用に関する一切の権利は、名古屋市西区役所（以下「管理者」という。）に属する。

(イラスト等の使用)

第3条 イラスト等は、商業目的その他目的を問わず、イラスト等を使用及び編集・加工して使用することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを認めない。

- (1) 「ぷりむらんイラストデザインガイドライン」に適合しない意匠・態様で使用する
- (2) キャラクターの特徴、品位、名誉または信用を害する意匠・態様で使用する
- (3) 違法、虚偽あるいは中傷を内容とする記事、映像、宣伝、広告等に使用する
- (4) 公序良俗に反する方法での使用又は公序良俗に反する業務、活動に使用する
- (5) 特定の思想、政治、宗教の業務又は活動に使用する
- (6) イラスト等をそのまま又は編集・改変して、独立の取引対象として頒布（販売、賃貸、無償配布、無償貸与等）すること
- (7) 商標、商号等として使用する
- (8) 名古屋市暴力団排除条例（平成24年名古屋市条例第19号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する者又は同条例第2条第1号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者が使用する
- (9) 名古屋市の業務又は権利の妨害となる使用
- (10) その他、管理者が不適当と認める使用

(イラスト等の使用禁止)

第4条 前条の各号のいずれかに該当してイラスト等が使用されたと認められた場合は、管理者は使用者の負担において使用の停止、回収、改善等を求めるなど適切な措置をとることができる。

(事前の報告と確認)

第5条 イラスト等を使用する場合は、使用者は、別表に掲げる事項について管理者へ事前に報告し、第3条の各号に該当しないことの確認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用する
- (2) 学校等が教育の目的で使用する
- (3) 西区内の学区連絡協議会に属する公共的団体が使用する
- (4) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的に使用する
- (5) すでに報告し確認を受けた商品等の広報・宣伝に使用する
- (6) 個人が営利目的以外で使用する
- (7) その他、管理者が適当と認めた場合

(使用料等)

第6条 イラスト等の使用は無料とする。

(損失補償等の責任)

第7条 名古屋市は、イラスト等の使用にかかる損害賠償及び損失補償等一切の責任を負わない。

(その他)

第8条 この規程に定めるものの他、イラスト等の取扱いについて必要な事項は、管理者が別に定める。

(附則) この規程は、令和5年1月1日から施行する。

別表

事項	記載の内容
1 使用者に関する情報	・団体名（会社名） ・代表者氏名

	<ul style="list-style-type: none"> ・担当者氏名 ・住所 ・電話番号 ・メールアドレス等
2 使用期間	使用開始日と使用終了予定日
3 使用方法、内容等 (具体的に)	<ul style="list-style-type: none"> ・使用の目的 (販売、宣伝等) ・使用方法 何に (商品、WEB 使用、景品、看板等)、ど のように (貼付、製造等) 使用するか ・販売場所、配布数量、など ・商品が食品の場合は、食品衛生法上の営業許 可証の写し
4 見本、写真または完成図等	完成がわかる見本、写真画像、完成図等